

居宅療養管理指導サービス重要事項説明書

この「重要事項説明書」は、「大阪府指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年大阪府条例第115号）」第10条の規定に基づき、指定居宅療養管理指導サービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 指定居宅療養管理指導サービスを提供する事業者について

事業者名称	有限会社イマトクメディック あおぞら薬局
代表者氏名	代表取締役 徳上 洋之
本社所在地	大阪府堺市堺区大浜南町2-2-16
法人設立年月日	平成17年8月

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	あおぞら薬局
介護保険指定事業所番号	2742203777
事業所所在地	大阪府大阪市生野区林寺6-8-21
連絡先 管理薬剤師	06-6714-2081 谷口 友英
事業所の通常の事業の実施地域	大阪府の貝塚市・泉南郡熊取町・泉佐野市・泉南郡田尻町・泉南市 阪南市・泉南郡岬町を除いた区域とする。

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	要支援状態、要介護状態にあり主治の医師等が交付した処方箋に基づき薬剤師の訪問を必要と認めた利用者に対し、あおぞら薬局の薬剤師が適切な居宅療養管理指導を提供する事を目的とします。
運営の方針	・利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めます。 ・上記を踏まえ、市町村、他の在宅サービス事業者、その他保険、医療、福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日～土曜日（祝祭日・年末年始・夏季休暇を除く）
営業時間	月～金曜日 9:00～19:00
	土曜日 9:00～12:30

(4) 事業所の職員体制

管 理 者	管理薬剤師 谷口 友英
-------	-------------

①薬局である指定居宅療養管理指導事業所

職	職 務 内 容	人 員 数
薬 剤 師	1 薬剤師は、医師又は歯科医師の指示に基づき、薬学的管理指導計画を策定し、利用者の居宅を訪問し、薬歴管理、服薬指導、薬剤服用状況及び薬剤保管状況の確認等の薬学的管理指導を行います。利用者の心身機能の維持回復を図り、居宅における日常生活の自立に資するよう、妥当適切にサービスの提供を行います。	常勤 2名
	2 作成した計画を利用者、家族に提供するとともに、提供した居宅療養管理指導の内容について、利用者、家族に対して文書等で提供するように努め、速やかに記録を作成するとともに、医師又は歯科医師に報告した上で、居宅サービス計画作成等に必要な情報提供を行います。	非常勤 3名
	3 必要に応じ当該計画の見直しを行うほか、処方薬剤の変更があった場合にも適宜見直しを行います。	

3 提供するサービスの内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サ ー ビ ス の 内 容
居 宅 療 養 管 理 指 導	要介護状態となった場合においても、可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した生活を営むことができるよう、薬剤師が、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問しその心身の状況、置かれている環境等を把握し、療養上の管理及び指導を行うことにより、療養生活の質の向上を図る。

(2) 居宅療養管理指導事業者の禁止行為

居宅療養管理指導事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の同居家族に対するサービス提供
- ④ 利用者の日常生活の範囲を超えたサービス提供（大掃除、庭掃除など）
- ⑤ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ⑥ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く）
- ⑦ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動、その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）について
 薬剤師が在宅の利用者に対して行う居宅療養管理指導（薬局の薬剤師が行う場合）

* 月 4 回まで

* ただし、末期の悪性腫瘍の者、中心静脈栄養を受けている利用者については、
 月 8 回まで

サービス提供者	利用料	1 割負担	2 割負担	3 割負担
1. 単一建物居住者(※) 1 人に対して行う場合	1 回 5,180 円	1 回 518 円	1 回 1,036 円	1 回 1,554 円
2. 単一建物居住者 2~9 人に対して行う場合	1 回 3,790 円	1 回 379 円	1 回 758 円	1 回 1,137 円
3. 単一建物居住者 10 人以上に対して行う場合	1 回 3,420 円	1 回 342 円	1 回 684 円	1 回 1,026 円
疼痛緩和のために、別に麻薬及び 向精神薬取締法第 2 条第一号に規定する 麻薬の投薬が行われている利用者の場合	1 回 1,000 円 加算	1 回 100 円 加算	1 回 200 円 加算	1 回 300 円 加算

※ 単一建物居住者とは、当該利用者が居住する建築物に居住する者のうち、居宅療養管理指導を算定している利用者のことをいいます。

4 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他費用の請求及び支払い方法について

① 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の請求方法等	<p>ア 利用料利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 20 日頃に利用者宛にお届け（郵送）します。</p> <p>ウ 利用料利用者負担額及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算しその都度請求いたします。</p>
② 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）、その他の費用の支払い方法等	<p>ア サービス提供の都度お渡しするサービス提供記録の利用者控えと内容を照合のうえ、原則として利用者様指定口座からの自動振替の為、請求月の 27 日までに御指定のご口座へのご入金をお願いします。</p> <p>その他の場合は下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <p>(ア) 事業者指定口座への振り込み (イ) 現金支払い</p> <p>イ 原則、領収書は発行しておりません。通帳への記帳をもって領収書に代えさせていただきますので、ご了承ください。別途、領収書が必要な場合は、発行いたします。</p>

※ 利用料、利用者負担額（介護保険を適用する場合）及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から 2 月以上遅延し、さらに支払いの督促から 30 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

5 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

利用者のご事情により担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。	相談担当者氏名 谷口 友英 連絡先電話番号 06-6714-2081
---	---------------------------------------

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

6 緊急の対応等

- (1) 緊急時等の体制として、24時間常時連絡可能な体制を取っております。
営業時間外（昼夜を問わず）は、06-6714-2081で受付をしております。
- (2) 必要に応じ利用者の主治医又は医療機関に連絡を行なう等の対応を致します。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容（被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間）を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護認定の有効期間が終了する30日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 薬剤師が行う居宅療養管理指導については、医師又は歯科医師等の指示に基づき策定する「薬学的管理指導計画」に基づき、実施します。
上記計画については、訪問後、必要に応じ計画の見直しを行う。「薬学的管理指導計画」については、少なくとも月に1回を目途に見直しを行います。
- (4) 従業者に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行ないませんが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行ないます。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	管理薬剤師 谷口 友英
-------------	-------------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。

9 秘密の保持と個人情報の保護について

<p>① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について</p>	<p>① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。</p> <p>② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。</p> <p>③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。</p> <p>④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。</p>
<p>② 個人情報の保護について</p>	<p>① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いません。</p> <p>② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるものの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。</p> <p>③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）</p>

10 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定居宅療養管理指導の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

なお、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

<p>保険会社名 東京海上日動 保険名 薬剤師賠償責任保険 補償の概要 調剤、販売・供給した医薬品等によって発生した対人・対物事故による損害を補償します。</p>

11 身分証携行義務

居宅療養管理指導を行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

12 心身の状況の把握

居宅療養管理指導の実施に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

13 サービス提供の記録

- ① 文書等により指導又は助言を行うように努め、当該文書等の写しを診療録に添付する等により保存します。口頭により指導又は助言を行った場合は、その要点を記録します。
その記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

14 衛生管理等

- ① サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ② 指定居宅療養管理指導事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

15 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

提供した指定居宅療養管理指導に係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 (事業者の担当部署 窓口の名称)	所在地 大阪府大阪市生野区林寺 6-8-21 あおぞら薬局 電話番号 06-6714-2081 ファックス番号 06-6714-2082 受付時間 9時～19時
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪市中央区常盤町1丁目3番8号 中央大通FNビル内 電話番号 06-6949-5309 ファックス番号 06-6949-5313 受付時間 9時～17時

※各市町村の窓口は9頁参照

16 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	西暦	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪府大阪市生野区林寺 6-8-21		
	法人名	有限会社イマトクメディック		
	代表者名	徳上 洋之		印
	事業所名	あおぞら薬局		
	説明者氏名			印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所			
	氏名			印

代理人	住所			
	氏名			印

改訂履歴

本居宅療養管理指導サービス重要事項説明書は、以下の履歴により改訂しております。

改訂日	改訂履歴
平成27年 7月1日	一部改訂
平成27年 8月1日	一部改訂
平成28年 1月1日	一部改訂
平成28年 4月1日	一部改訂
平成30年 4月1日	一部改訂
令和 1年 10月1日	一部改訂
令和 3年 4月1日	一部改訂
令和 6年 3月1日	一部改訂
令和 6年 6月1日	一部改訂

苦情申立の各市町村窓口

市町村	名称	所在地	電話番号
大阪市	福祉局高齢者施策部介護保険課	530-8201 大阪市北区中之島 1-3-20	06-6208-8028
	北区保健福祉センター福祉課	530-8401 大阪市北区扇町 2-1-27	06-6313-9859
	都島区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	534-8501 大阪市都島区中野町 2-16-20	06-6882-9859
	福島区保健福祉センター保健福祉課（介護保険・高齢者福祉）	553-8501 大阪市福島区大開 1-8-1	06-6464-9859
	此花区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	554-8501 大阪市此花区春日出北 1-8-4	06-6466-9859
	中央区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	541-8518 大阪市中央区久太郎町 1-2-27	06-6267-9859
	西区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	550-8501 大阪市西区新町 4-5-14	06-6532-9859
	港区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	552-8510 大阪市港区市岡 1-15-25	06-6576-9859
	大正区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	551-8501 大阪市大正区千島 2-7-95	06-4394-9859
	天王寺区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20-33	06-6774-9859
	浪速区保健福祉センター保健福祉課（高齢者支援担当）	556-8501 大阪市浪速区敷津東 1-4-20	06-6647-9859
	西淀川区保健福祉センター福祉課（高齢者支援）	555-8501 大阪市西淀川区御幣島 1-2-10	06-6478-9859
	淀川区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	532-8501 大阪市淀川区十三東 2-3-3	06-6308-9859
	東淀川区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	533-8501 大阪市東淀川区豊新 2-1-4	06-4809-9859
	東成区保健福祉センター保健福祉課（介護保険・高齢者福祉）	537-8501 大阪市東成区大今里西 2-8-4	06-6977-9859
	生野区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	544-8501 大阪市生野区勝山南 3-1-19	06-6715-9859
	旭区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	535-8501 大阪市旭区大宮 1-1-17	06-6957-9859
	城東区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	536-8510 大阪市城東区中央 3-5-45	06-6930-9859
	鶴見区保健福祉センター保健福祉課（高齢者支援）	538-8510 大阪市鶴見区横堤 5-4-19	06-6915-9859
	阿倍野区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	545-8501 大阪市阿倍野区文の里 1-1-40	06-6622-9859
	住之江区保健福祉センター保健福祉課（高齢・介護保険）	559-8601 大阪市住之江区御崎 3-1-17	06-6682-9859
	住吉区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	558-8501 大阪市住吉区南住吉 3-15-55	06-6694-9859
	東住吉区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	546-8501 大阪市東住吉区東田辺 1-13-4	06-4399-9859
	平野区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	547-8580 大阪市平野区背戸口 3-8-19	06-4302-9859
	西成区保健福祉センター保健福祉課（介護保険）	557-8501 大阪市西成区岸里 1-5-20	06-6659-9859
	豊中市	健康福祉部高齢施策課	561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1
健康福祉部高齢者支援課		561-8501 豊中市中桜塚 3-1-1	06-6858-2865
池田市	福祉部介護保険課	563-8666 池田市中心 1-1-1	072-752-1111
吹田市	福祉部高齢福祉室	564-8550 吹田市泉町 1-3-40	06-6384-1231
箕面市	市民部介護・医療・年金室	562-0003 箕面市西小路 4-6-1	072-724-6860
	健康福祉部介護認定・事業者指導室	562-0014 箕面市萱野 5-8-1	072-727-9559
豊能町	生活福祉部保険課（介護グループ）	563-0292 豊能町余野 414-1	072-739-0001
能勢町	健康福祉部福祉課	563-0351 能勢町栗栖 82-1（能勢町保健福祉センター）	072-731-2160
高槻市	健康福祉部介護保険課	569-0067 高槻市桃園町 2-1	072-674-7167
茨木市	健康福祉部介護保険課	567-8505 茨木市駅前 3-8-13	072-620-1639
摂津市	保健福祉部高齢介護課	566-8555 摂津市三島 1-1-1	06-6383-1111
島本町	健康福祉部保険年金課	618-8570 島本町桜井 2-1-1	075-962-2864
島本町	健康福祉部いきいき健康課	618-0022 島本町桜井 3-4-1（島本町ふれあいセンター）	075-961-1122
守口市	健康福祉部高齢介護課	570-8666 守口市京阪本通 2-2-5	06-6992-1613
枚方市	健康部長寿社会推進室	573-8666 枚方市大垣内町 2-1-20	072-841-1221
寝屋川市	福祉部高齢介護室	572-8533 寝屋川市池田西町 28-22（寝屋川市立保健福祉センター）	072-838-0518
大東市	保健医療部介護保険課	574-8555 大東市谷川 1-1-1	072-872-2181
門真市	保健福祉部高齢福祉課	571-8585 門真市中町 1-1	06-6780-5200
四條畷市	健康福祉部高齢福祉課	575-8501 四條畷市中野本町 1-1	072-877-2121
交野市	福祉部高齢介護課	576-0034 交野市天野が原町 5-5-1	072-893-6400
くすのき広域連合	総務課	570-0033 守口市大宮通 1-13-7	06-6995-1516
八尾市	地域福祉部高齢介護課	581-0003 八尾市本町 1-1-1	072-924-9360
柏原市	健康福祉部高齢介護課	582-8555 柏原市安堂町 1-55	072-972-1501
東大阪市	福祉部高齢介護室高齢介護課	577-8521 東大阪市荒北 1-1-1	06-4309-3185
富田林市	健康推進部高齢介護課	584-8511 富田林市常盤町 1-1	0721-25-1000
河内長野市	保健福祉部介護保険課	586-8501 河内長野市原町 1-1-1	0721-53-1111
松原市	健康部高齢介護課	580-8501 松原市阿保 1-1-1	072-334-1550
羽曳野市	保健福祉部保険健康室高年介護課	583-8585 羽曳野市菅田 4-1-1	072-958-1111
藤井寺市	福祉部高齢介護課	583-8583 藤井寺市岡 1-1-1	072-939-1164
大阪狭山市	保健福祉部高齢介護グループ	589-8501 大阪狭山市狭山 1-2384-1	072-366-0011
太子町	福祉室高齢介護グループ	583-8580 太子町大字山田 88	0721-98-5538
河南町	健康福祉部高齢障がい福祉課	585-8585 河南町大字白木 1359-6	0721-93-2500
千早赤阪村	健康福祉課	585-8501 千早赤阪村大字水分 180	0721-72-0081
堺市	健康福祉局長寿社会部介護保険課	590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7513
	堺区役所堺保健福祉総合センター地域福祉課	590-0078 堺市堺区南瓦町 3-1	072-228-7477
	中区役所中保健福祉総合センター地域福祉課	599-8236 堺市中区深井沢町 2470-7	072-270-8195
	東区役所東保健福祉総合センター地域福祉課	599-8112 堺市東区日置荘原寺町 195-1	072-287-8112
	西区役所西保健福祉総合センター地域福祉課	593-8324 堺市西区鳳東町 6-600	072-275-1918
	南区役所南保健福祉総合センター地域福祉課	590-0141 堺市南区桃山台 1-1-1	072-290-1812
	北区役所北保健福祉総合センター地域福祉課	591-8021 堺市北区新金山町 5-1-4	072-258-6771
	美原区役所美原保健福祉総合センター地域福祉課	587-8585 堺市美原区黒山 167-1	072-363-9316
岸和田市	保健福祉部介護保険課	596-8510 岸和田市岸城町 7-1	072-423-2121
泉大津市	健康福祉部高齢介護課	595-8686 泉大津市東雲町 9-12	0725-33-1131
貝塚市	健康福祉部高齢介護課	597-8558 貝塚市島中 1-17-1	072-423-2151
泉佐野市	健康福祉部高齢介護課	598-8550 泉佐野市市場東 1-295-3	072-463-1212
和泉市	生きがい健康部高齢介護室 介護保険担当	594-8501 和泉市府中町 2-7-5	0725-99-8131
高石市	保健福祉部地域包括ケア推進課	592-8585 高石市加茂 4-1-1	072-265-1001
	保健福祉部健康づくり課	592-8585 高石市加茂 4-1-1	072-265-1001
泉南市	健康福祉部長寿社会推進課	590-0592 泉南市樽井 1-1-1	072-483-8251
阪南市	健康部介護保険課	599-0201 阪南市尾崎町 35-1	072-471-5678
忠岡町	健康福祉部いきがい支援課	595-0805 忠岡町忠岡東 1-34-1	0725-22-1122
熊取町	健康福祉部介護保険・障がい福祉課（介護保険グループ）	590-0451 熊取町野田 1-1-8	072-452-6297
田尻町	民生部福祉課	598-0091 田尻町嘉祥寺 883-1	072-466-8813
岬町	しあわせ創造部高齢福祉課	599-0392 岬町深日 2000-1	072-492-2703